



第 17 回
国のかたちとコミュニティを考える市長の会

《社会保障・税番号制度(マイナンバー)》

Vol.16

2014年9月

公益財団法人 日本都市センター

第17回
国のかたちとコミュニティを考える市長の会

《社会保障・税番号制度（マイナンバー）》

2014年9月
公益財団法人 日本都市センター

はじめに

人口減少時代の到来、市場経済のグローバル化の進展等により、都市を取り巻く環境が大きく変容するなか、市長・区長有志が自由に参画し、都市自治体の直面する政策課題について自由闊達に議論し、相互の問題意識の深化と情報交流を図るとともに、互いに切磋琢磨することにより、都市ガバナンスの向上に役立てることを目的として、「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」が開催されました。

本書は、2014年6月5日に開催された第17回会議の内容を取りまとめたものです。

2014年9月

公益財団法人 日本都市センター 研究室

第17回 国のかたちとコミュニティを考える市長の会
《社会保障・税番号制度（マイナンバー）》

目 次

はじめに	i
目次	ii
趣意書	iii
参加市長名簿	v
趣旨説明	大阪狭山市長 吉田 友好 1
進 行	浦安市長 松崎 秀樹 4
基調講演	筑波大学准教授 石井 夏生利 5
意見交換①	23
問題提起①	高岡市長 高橋 正樹 28
問題提起②	いなべ市長 日沖 靖 34
問題提起③	多久市長 横尾 俊彦 40
意見交換②	48
ま と め	浦安市長 松崎 秀樹 51

第17回 「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」 の開催について（趣意書）

このたび、私どもは、下記のとおり第17回「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」を開催することとしました。この会議は、市長・特別区長有志が参画し、都市自治体の直面する政策課題について自由に議論し、相互の問題意識の深化と情報交流を図るとともに、互いに切磋琢磨することにより、都市ガバナンスの向上に役立てることを目的とするものです。この会議は会員制を採らず、市長自らが自由に参加できるオープンな場とします。

今回のテーマは「社会保障・税番号制度（マイナンバー）」です。

我が国においては、経済のグローバル化や人口構造の変化等を受け、社会保障の充実・安定化と、その前提としての安定財源確保と財政健全化が喫緊の課題となっており、各種制度改革等に際しては、行政効率の向上、透明性・公平性の確保が求められています。また、急速な情報通信技術の進歩を受け、各種行政手続きの簡略化を求める声も高まっています。

こうした状況を受け、社会保障・税制度の効率性・透明性を改善し、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤整備として、平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が成立しました。制度の本格実施に向けて、都市自治体には、情報システムの改修、関係例規の整備などが必要となるとともに、より効果的な行政サービスの検討も求められています。

そこで、会議の前半では、社会保障・税番号制度の概要と諸論点について、学識者よりご講演をいただくとともに、会議の後半では、

制度実施により都市自治体の行財政運営上で見込まれる効果や今後検討すべき課題等について、市区長の皆様による意見交換を行います。

今回はこのような問題意識に立ってテーマを設定しましたので、明日の都市経営についてともに考えましょう。

この会議の趣旨にご賛同のうえ、ぜひご参加くださるようご案内申し上げます。

平成 26 年 4 月

「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」呼びかけ人

登別市長	小笠原 春一	和光市長	松本 武洋
松戸市長	本郷谷 健次	流山市長	井崎 義治
浦安市長	松崎 秀樹	豊島区長	高野 之夫
高岡市長	高橋 正樹	岐阜市長	細江 茂光
多治見市長	古川 雅典	伊豆市長	菊地 豊
いなべ市長	日沖 靖	大阪狭山市長	吉田 友好
坂出市長	綾 宏	多久市長	横尾 俊彦

(地方公共団体コード順)

第17回「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」

参加市長名簿

北海道	網走市	水谷洋一
福島県	南相馬市	桜井勝延
茨城県	つくばみらい市	片庭正雄
○ 埼玉県	和光市	松本武洋
○ 千葉県	浦安市	松崎秀樹
○ 富山県	高岡市	高橋正樹
富山県	黒部市	堀内康男
○ 岐阜県	岐阜市	細江茂光
○ 三重県	いなべ市	日沖靖
滋賀県	湖南市	谷畑英吾
大阪府	河内長野市	芝田啓治
○ 大阪府	大阪狭山市	吉田友好
○ 香川県	坂出市	綾宏
○ 佐賀県	多久市	横尾俊彦
鹿児島県	阿久根市	西平良将
鹿児島県	霧島市	前田終止

○は呼びかけ人

本書においては、関連用語を以下の意味で使用する。

- | <用語> | <意味> |
|----------|---|
| ・マイナンバー | : 社会保障・税番号制度 |
| ・マイナンバー法 | : 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号) |
| ・個人番号 | : マイナンバー実施までに、個人を識別するために割り振られる番号 |
| ・個人番号カード | : マイナンバー法及びその政令で定められた事項が記載・記録されるカード |
| ・特定個人情報 | : 個人番号をその内容に含む個人情報 |
| ・マイ・ポータル | : マイナンバー法附則において設置することとされている、本人が特定個人情報の内容やその提供記録の確認を行うことができる記録開示システム |
| ・住基システム | : 各自治体が導入している住民票の管理や発行等の処理を行うシステム |
| ・住基ネット | : 2002 (平成 14) 年に運用が開始された、全国の自治体をネットワークで結び、住民票に記載された氏名・生年月日・性別・住所等の情報を国と自治体が共通で利用するシステム |
| ・住基カード | : 住民基本台帳カード |

趣旨説明 吉田友好 大阪狭山市長



今回の「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」のテーマは、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバーについてである。

厚生労働省が公表した人口動態統計によると、2013（平成 25）年の合計特殊出生率は、一昨年を 0.2 ポイント上回り 1.43 に改善されたが、出生数自体は 3 年連続で減少し、過去最低となった。人口全体でも 24 万人近く減少しており、今後も人口減少傾向が続くことが見込まれている。一方で、経済のグローバル化が急速に進んでおり、これらの影響を大きく受ける我が国の社会保障制度については、安定した財源を確保しつつ効率的な運用を図り、持続可能な制度として確立させることが急務となっている。

また、サービス提供者としての観点からみると、民間事業者では、既に ICT を駆使し、異業種間での提携による顧客情報の共有や、

インターネット上での簡単な申込みだけによるサービスの提供を実現している。こうした近年の民間セクターにおける利便性向上の恩恵を享受している市民からは、当然、公的セクターたる行政に対しても、窓口のワンストップサービス化や ICT を活用した事務処理の効率化が強く求められるようになってきている。

このような社会的要請を受けて、国が検討を進めてきたマイナンバー法が 2013（平成 25）年 5 月に成立した。同法では、個人情報保護に十分配慮しつつ、行政運営の透明性・効率性を改善し、国民利便性の高い公平・公正な社会の実現を目指しており、社会保障、税務及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を検討することとしている。

従来から、各自治体では住民の利便性向上に努めてきたところであり、例えば各種証明書発行の事務に関しては、ショッピングモール等への自動交付機設置やコンビニエンスストアでの交付などを積極的に進めてきているところである。また、個人情報保護の観点からみても、国の法令に先んじて各自治体が条例を整備してきたという実績がある。

今回のマイナンバー実施に向けて、各自治体においては既存の住基システムや関係条例の整備等を進めているところであるが、制度の本格実施後は、さらなる利用範囲拡大の検討や行政サービスの利便性向上により得られた効果の検証も求められてくるであろう。

そこで、本日は、マイナンバー実施に向けて、期待される効果や解決すべき課題等について、意見交換を行いたい。会議の前半では、マイナンバーの概要と諸論点について、石井夏生利筑波大学図書館情報メディア系准教授よりご講演をいただき、意見交換を行う。会

議の後半では、前半での議論を踏まえつつ 3 名の市長からマイナンバー実施に向けた各都市の取組み状況や今後検討すべき課題、またマイナンバー実施により行財政運営上見込まれる効果等について、問題提起をしていただき、参加者全体で意見交換しながら、考えを深めていきたい。

進行 松崎秀樹 浦安市長



本日はまず、筑波大学図書館情報メディア系准教授の石井夏生利先生から基調講演をいただく。

石井先生は、中央大学大学院法学研究科博士後期課程を修了後、情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科助教、講師、准教授等を経て、2010年4月から現職に就任されている。プライバシー権、個人情報保護法を専門にされ、多数の著作発表のほか、内閣官房「社会福祉・税に関わる番号制度に関する個人情報保護ワーキンググループ」構成員、IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会「マイナンバー等分科会」構成員、神奈川県個人情報保護審議会委員など、国や自治体での審議会委員等を数多く務められている。

それでは、石井先生、よろしく申し上げます。

基調講演 石井 夏生利 筑波大学図書館情報メディア系准教授
「社会保障・税番号制度（マイナンバー）」



1. マイナンバー導入の経緯

初めに、マイナンバーの導入が検討されることとなった経緯から述べると、少子高齢化の進展や様々な格差の拡大といった社会的背景の変化を受けて、より公平な税負担や適切な所得再分配への社会的要求が高まってきたことが大きな要因となっている。さらに、各種行政サービスの提供に関して、ICT 活用による事務の効率化や不正行為等の防止を図る必要性が増してきたことも挙げられる。

もう少し具体的に述べると、まず社会的背景の変化とは、少子高齢化の進展による高齢者増加や将来の労働力人口減少といった人口構造の変化や、雇用条件の格差、世代間の格差、地域間の格差など様々な格差の拡大といった社会構造の変化のことである。次いで、社会的要求の高まりとは、そうした社会的背景の変化から生まれる

心配や不安を解消する手段として、個人の所得を確実に捕捉することでより公平に税金を確保し、必要な人に過不足のないサービスを提供することでより適切な所得再分配を行うことを求める声が強くなってきたということである。

また、我が国の急速な IT 社会化に伴い、国民からは行政手続に関する添付書類の削減や窓口のワンストップサービス化による効率化を求める声が強くなってくるとともに、利用可能な制度の内容や手続方法を知らないことによる機会の喪失を防ぐためにプッシュ型サービスの導入も求められるようになってきていた。

さらに、生活保護の不正受給や「消えた年金問題」が大きな話題となったこともあり、不正行為や人的ミスを防止する手段として、行政が個人を番号で認識することの有効性が注目されるようになった。その一方で、戸籍と住民基本台帳のような制度間では文字コードに互換性がないなどの制約があるため、情報一元化を実現するためには新たな社会基盤として統一的な番号制度を創設することが必要であるという課題が浮き彫りになってきた。

このような状況を受けて、2009 年の衆議院選挙における民主党のマニフェストにマイナンバー導入が盛り込まれ、2011 年に政府・与党（当時）の社会保障改革検討本部及び IT 戦略本部の下に設置された「個人情報保護ワーキンググループ」において、番号制度導入の際の個人情報保護に関する議論を中心に、具体的な検討が始まった。2012 年 2 月には、初めてマイナンバー法案が国会へ提出されたが、審議中に衆議院が解散されたことにより廃案となった。その後、民主党から自民党への政権交代を経て、2013 年 5 月 24 日にマイナンバー法が成立し、同月 31 日に公布されるに至った。

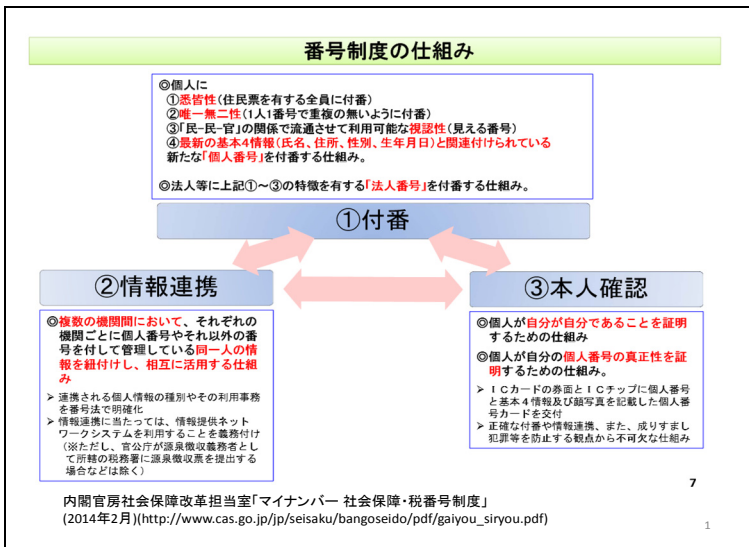
2. マイナンバーの概要

(1) マイナンバー法の構成

マイナンバー法は全体で 9 章の構成となっている。1 章は総則であり、法律の目的や定義を規定している。2 章から 6 章までは個人番号や特定個人情報に関する利用と保護に関する内容を規定、7 章は法人番号についての規定、8 章は補足的な規定、9 章は罰則を規定している。

マイナンバー法のポイントは、国民全員に固有の個人番号を付与すること、社会保障・税務・災害対策の分野で連携させること、国や自治体等が個別に保有している情報と関連づけることの 3 点である。つまり、マイナンバー法を端的に表すと、個人に番号を付与し、利用対象分野の業務と連携させて、名寄せ・突合を行う法律であるといえる。

図表 1 マイナンバーの仕組み



(2) マイナンバーの特質

それでは、マイナンバーにおける 3 つのポイントを詳しく見ていくこととする。

はじめに、国民全員に付与される固有の個人番号には、悉皆性があり、個人レベルで重複しない唯一無二の、視認性のある番号という特徴がある。また、氏名・生年月日・性別・住所という基本 4 情報と関連づけられていることが、個人番号の大きな特質であるといえる。こうした特質を持つ番号が個人に割り振られることになる。

次に、社会保障・税務・災害対策の分野で連携させるということは、各関係機関が有する個人情報に関係性を持たせ、相互に活用する仕組みをつくるということである。ただし、個人情報保護の観点から個人番号を利用できる範囲は法律で限定されている。なお、災害対策分野については、制度の検討中に発生した東日本大震災を踏まえ、激甚災害にも対応可能な制度とするために追加されたものである。マイナンバーは、本来は公平な税負担や適切な所得再分配を目指すことを目的として考え出された仕組みである。

最後に、国や自治体等が個別に保有している情報と関連づけることとは、言い換えれば、本人確認のための仕組みである。本人からの申請に基づき交付される個人番号カードには、IC チップの中に個人番号と基本 4 情報が記録されており、顔写真の券面表示と合わせて本人確認が可能となる仕組みとなっている。

(3) マイナンバーと個人情報保護との関係

個人情報の名寄せ・突合を行う法律については、個人情報保護との関係が必ず問題となる。マイナンバー法の検討段階においても、適正な個人情報管理についての議論を進めた結果、いくつかの規定

が法律に盛り込まれることとなった。

第 1 に、個人番号の利用が可能な 98 の事務が、マイナンバー法の別表 1 に限定列挙されていることである。第 2 に、個人番号が含まれる個人情報の他機関への提供が可能な 120 の事務についても同様に、マイナンバー法の別表 2 に限定列挙されていることである。第 3 に、個人情報保護の観点から、特定個人情報ファイルの作成・収集・保管に関して、無制限に個人情報を使用しないように制限が設けられていることや、個人情報保護法と比較して厳しい罰則が課せられていることである。

さらには、特定個人情報ファイルの保有や変更に際してプライバシーに与える影響を事前に評価するための特定個人情報保護評価の導入、法律遵守の監督を行うための特定個人情報保護委員会の設置、マイ・ポータルからの本人による利用状況確認等が、個人情報保護のための新しい仕組みとして、マイナンバー法に盛り込まれている。

(4) マイナンバーの意義・メリット

マイナンバーの意義・メリットとして、大きく 4 つ挙げることができる。第 1 には、より公平で正確な税負担や社会保障給付の実現である。第 2 には、各種行政サービスの利用申請等に必要な書類の削減・簡素化である。第 3 には、国民が自身の個人情報の利用状況や各行政機関からのお知らせ等を、マイ・ポータルから簡単に確認できるようになることである。第 4 に、マイナンバー実施を契機に行政運営全体を見直し、現在の縦割りの組織形態から、機能的・効率的な行政体制に刷新できるということである。

このうち、各種手続に必要な書類の削減による負担軽減や、マイ・ポータル設置による情報アクセス環境の向上については、国民

にとつてのメリットである。一方で、より公平で正確な税負担や社会保障給付の実現や、行政運営全体の効率化については、直接的には行政にとつてのメリットである。具体的には、関係機関からの情報提供による生活保護の不正受給防止、所得に関する過少申告防止、公的年金における併給調整と加算年金額に関する関係機関間での情報提供等での効果が期待されている。そして、行政にとつてのメリットは、負担軽減や人的ミス防止といった形で、国民にとつてのメリットにつながってくる。

図表 2 マイナンバーのメリット

マイナンバー制度導入の具体的意義・メリット	
添付書類の削減	各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)の省略ができる。
併給調整	医療保険者と年金保険者との間で、年金受給情報の授受を行い、傷病手当金と厚生年金等の併給調整を行う。
老齢厚生年金の加算年金額の加算	年金事務所と市町村の間で、世帯情報、所得情報等の授受を行い、添付書類なくして加算条件を確認できる。
年金記録の確実かつ効率的な本人確認	個人番号を用いることで、年金加入者のライフステージの変化に応じた確実かつ効率的な本人確認・記録管理を実現できる。
生活保護の不正受給防止	市町村同士で、保護の決定実施に関する地方税関係情報、医療保険給付関係情報等を授受し、所得情報を正確に把握する。
マイ・ポータルを用いた自己情報の入手	社会保障に関する自己情報や行政からの各種お知らせ等を入手することができる。
確定申告の際の自己情報確認	社会保険料控除の対象となる保険料や税務署が把握している納税者の所得情報などをマイ・ポータルで確認できるようになり、より簡単に正確な確定申告ができるようになる。
所得の過少申告等の防止・是正	税務当局が保有する各種所得情報を、番号を通じて効率的に名寄せ・突き合わせるにより、所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できる。

現在でも、住民情報の庁内横断的共有、時系列的共有、地理空間的共有に取り組んでいる自治体があり、そのような先進的事例が

徐々に波及していくのではないかと期待している。

また、さらなる発展として、個人番号の活用による正確かつ確実な情報管理、他自治体との情報連携によるサービス向上、個人番号カードを活用した本人確認、マイ・ポータルの利用拡大によるプッシュ型サービス等の実現が期待されている。多くの自治体で、既存の独自番号制度とマイナンバーにおける個人番号とを上手に連携させることができれば、国民にとっての利便性をより向上させられるチャンスとなるのではないか。

図表 3 先進的な自治体の取組み事例

地方公共団体におけるマイナンバー制度導入のメリット

■ 番号制度の導入により、次のような先進的な取組が、他の地方公共団体でも容易に取組が可能に。

- 住民情報を庁内横断的に共有している団体**
 - 総合窓口サービスの取組(福岡県粕屋町)
 - 福祉保健総合相談室(神奈川県藤沢市)
- 住民情報を時系列で共有している団体**
 - Web健康手帳(岩手県遠野市)
 - 生活習慣病予防(滋賀県長浜市)
- 住民情報を地理空間的に共有している団体**
 - 被災者台帳(兵庫県西宮市)
 - 統合型GIS(千葉県浦安市)

福岡県粕屋町の事例

総合窓口 DB 個別番号 連携システム 個別番号 住民情報系システム DB 個別番号 福祉システム DB 個別番号 税務システム DB

統合データベース
住民情報、税務、福祉等
各システム内の情報のインタフェース

医療情報の保護と利活用については、別途検討が必要

↓

■ 番号制度の導入により、これらの事例は次のようにさらなる発展が可能に。

- 個人番号を活用した、より正確で確実な情報管理**
(再転入者等の継続的な状況把握、より効率的な名寄せ、各市町村の住民への展開等)
↑ 地方公共団体は、番号別表第一の事務と番号法第9条第2項の条例で定める事務について、個人番号の利用が可能に。
- 他団体等との情報連携によるサービスの向上**
(単独事業を含めたさらなる添付書類の削減、さらなる手続ワンストップ、調査の効率化等)
↑ 地方公共団体は、番号別表第二の事務、もしくは特定個人情報保護委員会規則に制定されたものについて、他団体との情報連携が可能に。
- 個人番号カードを活用したより確実な本人確認**
(より正確かつ円滑な本人確認、電子申請の利用増加、個人番号カードの条例利用による行政サービスの向上等)
- プッシュ型のお知らせ(マイ・ポータルとの連携)**

番号法実務研究会編著『番号法で変わる自治体業務』(ぎょうせい、2013年)57頁

(5) マイナンバー法が自治体に課している義務

マイナンバー法には、自治体、特に市町村に対して多くの義務を課している面もあり、各自治体は、住民の利便性向上を図る方策の検討とあわせて、マイナンバー実施までに数々の準備作業を進めていかなければならない。

第 1 に、マイナンバー法の施行第 1 段階である 2015（平成 27）年 10 月には、マイナンバー実施に向けた作業の中でも最も重要な作業である個人番号の通知が予定されている。個人番号の通知は、大きく生成・指定・通知・個人番号カード交付という構成になっており、市町村からの要求に基づき地方公共団体情報システム機構が番号を生成し、生成された番号を市町村が個人番号として指定した上で個々の住民に通知し、住民からの申請に基づき市町村が個人番号カードを交付することになる。ちなみに、個人番号の指定、個人番号の通知、個人番号カードの交付については、法定受託事務とされている。また、通知カードについても、定められた書類を添付することで本人証明として用いることができるように制度設計がなされている。

第 2 に、マイナンバー法が定める個人番号利用事務に関する業務がある。施行時期までには社会保障・税・災害対策の分野における個人番号を利用した個人情報の管理、検索等を行う業務の具体的な事務処理方法を固めておく必要がある。施行後においても、これらの業務遂行の責任を負うとともに、将来的には、社会保障・税・災害対策分野以外への利用拡大の検討も規定されていることから、継続的な利用範囲の検討が求められてくるのではないかと考えられる。

第 3 に、情報照会者・提供者としての業務がある。こちらについても、情報提供ネットワークシステムを利用して関係機関と特定

個人情報の授受を行う業務の具体的な事務処理手順の確立が求められている。当然ながら、関係機関との調整も必要であろう。

第 4 に、個人番号関係事務実施者としての業務もある。例えば、給与支払者として、個人番号の記載された源泉徴収票を税務当局に提出する場合などである。こちらは民間事業者と共通の内容であり、職員への支払調書作成業務についても同様である。

このほか、特定個人情報保護評価の仕組みづくり、関係条例の整備、電算システムの改修等が求められている。特に電算システムについては、既存の住基システムと個人番号との連携が必須であるほか、各種関係システムや情報提供ネットワークシステムとの接続等に関して発生する膨大な作業が見込まれている状況である。

(6) 条例改正

マイナンバー法の施行に伴う関係条例の整備については、必要度の高さから大きく 3 つに分類できる。

第 1 に、特定個人情報の保護措置を講じるための条例改正である。例えば、個人番号の目的外利用の制限規定、特定個人情報の開示・訂正・利用停止の請求権等に関しては、マイナンバー法の規定に合わせて関係条例を改正しなければならない。

第 2 に、マイナンバー法が規定する事務の実施の阻害要因を除去するための条例改正である。例えば、特定個人情報を提供できる事務について、既存の条例で規定しているオンライン結合禁止の部分を改正する場合などが該当する。

第 3 に、マイナンバーの積極的な利活用を図っていくための条例改正・整備である。例えば、個人番号カードを自治体が独自に利用しようとする場合に、関係条例で利用範囲を定める場合などが該


当する。

(7) 個人番号カード


個人番号カードは、マイナンバー法 17 条第 1 項で、「市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。」と規定されている。氏名・住所・生年月日・性別・個人番号と顔写真が券面表示されるとともに、IC チップに券面表示の内容に加えて総務省令や各自治体の条例で定められた情報が記録されることになる。

図表 4 個人番号カード

個人番号カード(ICチップ)の記録事項

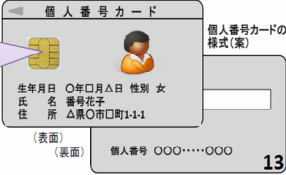


~~個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報~~が記録されているので、カードを盗まれたり落としたりしたときに情報が漏れるのではない~~か心配。~~



**個人番号カード(ICチップ)に、
プライバシー性の高い個人情報は記録されない。**

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『**地方税関係情報**』や『**年金給付関係情報**』等の**特定個人情報**は記録されない。



個人番号カードの
様式(案)

内閣官房社会保障改革担当室「マイナンバー 社会保障・税番号制度」
(2014年2月)(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/gaiyou_siryou.pdf)

自動交付機による証明書交付、図書館利用、職員の出退勤管理、公共施設予約、地元商店街のポイントカード、地域通貨、健康診断の申込み・結果照会等

また、個人番号カードについては、マイナンバー法で幅広く本人

- 14 -

Copyright 2014 The Authors. Copyright 2014 Japan Center for Cities. All Rights Reserved.

確認のために用いることが可能とされており、利用の制限は比較的緩やかである。市町村においても、条例で利用範囲を規定することにより、地域住民の利便性向上のために個人番号カードを独自の事務に利用することが可能となる。具体的には、自動交付機での各種証明書交付、図書館利用、公共施設予約、地元商店街のポイントカード、地域通貨、健康診断の申込みや結果照会等が想定されている。今後、個人番号カードの普及を図るに当たっては、これらの利便性向上に関する先進的事例を共有することも重要となってくるのではないだろうか。ちなみに、基本 4 情報以外で、個人番号に結びつく個人情報については、個人番号カードには記録・記載されないことになっている。また、マイ・ポータルへのアクセス時には、個人番号カードにより本人確認を行うことが予定されている。

個人番号カードの普及に関連して、交付手数料をどうするかということも、現在、検討が進められている。住基カードの交付枚数が累計 800 万枚程度に留まっているということもあり、より実効性のある制度とするために手数料を無料化すべきという意見も多い。ただ、普及を広めるという目的を達成するためには、仮に交付手数料が有料であっても、多くの国民が個人番号カードを持つことのメリットを認めるような付加価値を持たせることが必要であり、そのための方策を考えることが重要なポイントになるように思われる。

(8) 個人番号利用事務と個人番号関係事務

マイナンバー法では、個人番号を取り扱う事務を大きく 2 種類に分類している。

第 1 に、同法の別表 1 に記載されている、98 の個人番号利用事務である。これは、行政機関等が法律上利用することのできる個人

番号の取扱事務であり、市町村が実施主体となるものが非常に多い。また、社会保障、地方税、防災に関する事務については、関係条例を整備することにより個人番号を利用することが認められている。

図表 5 個人番号を取り扱う事務の種類

個人番号を取り扱う事務の種類

- **個人番号利用事務**
 - ①別表第一に定められた事務
 - ②福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定める事務
- **個人番号関係事務**
 - ①又は②のために、法令又は条例に基づき実施される、他人の個人番号を利用した事務

✓ 職員の個人番号を給与所得の源泉徴収票に記載して税務署に提出
✓ 被保険者の資格取得・喪失の届出

7

第 2 は、個人番号関係事務である。これは、個人番号利用事務のために行う事務である。個人番号の記載された源泉徴収票を税務当局に提出する場合などに行う事務のことをいう。

次に特定個人情報の提供の話に移る。個人番号を含む個人情報、すなわち特定個人情報については、その提供が可能な場合として 14 項目が列挙されている。そのうち、個人番号利用事務のため、地方公共団体情報システム機構による本人確認情報の提供のため、住民基本台帳法の規定に基づく本人確認情報のため、国税・地方税に関する特定個人情報の提供のため、の 4 項目が自治体の業務と深く関係があるといえる。

なお、特定個人情報を、同一自治体内の他機関に提供する場合は、条例で対象を規定する必要がある。例えば、A 市教育委員会から A

市税務課に対して特定個人情報を提供する場合には、条例整備が前提となるということである。また、他の自治体に特定個人情報を提供しようとする場合は、条例の規定ではなく、特定個人情報保護委員会の規則による。

ここで他機関への情報提供のイメージを具体的に説明する。情報照会者である A は、別の機関である B が保有する符号 A の情報を求めて、情報提供ネットワークシステムに照会を行う。情報提供ネットワークシステムは、照会内容がマイナンバー法の別表 2 で規定する事務に該当するかを確認した上で、符号 B の情報に関する照会があった旨を機関 B に送付する。機関 B は、情報提供者として、情報照会者である A に該当の特定個人情報を提供するという仕組みになっている。機関 A と機関 B が同じ人物について保有する符号 A と B は別々に管理される。別々の機関が別々の符号で管理している同一人物に関する情報をつなぎ合わせるのが、情報提供ネットワークシステムの役割である。いささか面倒ではあるが、個人情報保護の観点から情報の分散管理を重視した結果、採用されたものといえる。なお、別表 2 についても、自治体が情報照会者あるいは情報提供者となるものが多数見受けられる。

(9) 特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルの保有や変更の際して、プライバシーや特定個人情報への影響に関する事前評価を行い、リスクに対する予防措置を講じることによって重大事故を防ごうとする仕組みである。既にアメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリスなどでは導入されており、プライバシー・インパクト・アセスメント（PIA）と呼ばれる制度の日本版である。

具体的には、全項目評価等を踏まえての評価書作成が主な内容となるが、情報提供ネットワークシステムやマイ・ポータル運用開始前には評価を済ませておく必要があり、自治体関係者にとっては心配な点も多いように思われる。

国レベルでは、2014年1月1日に特定個人情報保護委員会が設置され、4月には規則、指針、ガイドラインが公表されている。それらに基づいて基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価という3種類の評価を行うこととされている。

個人情報保護法制において、独立の監視機関をつくることは国際的にも要求されているものであり、マイナンバー法に基づいてこのような監視機関が設置されたことは、個人情報保護法制上において画期的な変革をもたらしたと言ってよいのではないか。

(10) マイ・ポータル

マイナンバー法において、国民1人ひとりに設置されることとされているマイ・ポータルには、国民の利便性向上を図る4つの機能がある。

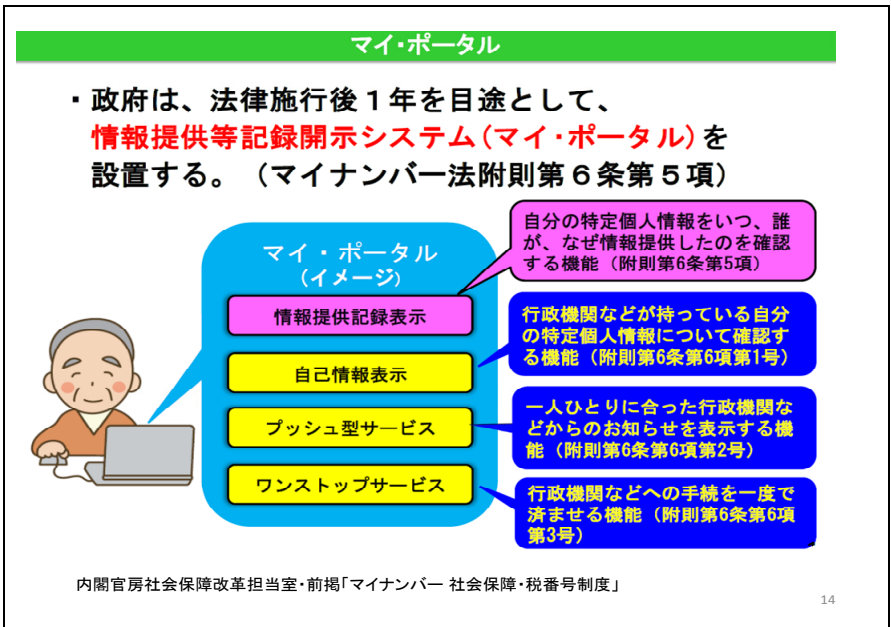
第1に、自分の特定個人情報の利用に関して、情報照会者、情報提供者、情報提供理由等を確認できる情報提供等記録表示機能である。これは、国民自身が積極的に自分に関する情報を自分で確認することで、プライバシーを保護する仕組みである。

第2に、自分の特定個人情報を確認できる自己情報表示機能である。第3に、行政からのお知らせ等を確認できるプッシュ型サービス機能である。第4に、1つの手続で複数の処理が可能となるワンストップサービス機能である。

マイ・ポータルにおける、これら4つの機能により、国民にと

ってのマイナンバーに関する利便性や信用の向上が見込まれている。

図表 6 マイ・ポータルイメージ



3. マイナンバーのこれから

(1) 今後のタイムスケジュール

マイナンバー実施に向けた今後の予定としては、前述のとおり、2015(平成27)年10月に個人番号の通知が行われることとなっている。その後、個人番号カードの交付体制を整え、2016(平成28)年からは本人の申請に基づき、順次、個人番号カードが交付されることとなっている。

他には、特定個人情報保護評価に関する準備が急がれる。2017(平成29)年1月には、情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータルの運用開始、7月からは自治体と国との連携開始が予定さ

れており、それまでに、マイナンバー法で規定されている諸制度を整備した上で、特定個人情報保護評価を済ませておく必要がある。

(2) マイナンバーの将来的な活用

マイナンバー法の検討段階では、個人番号の活用を厳しく限定する方向であったが、法案審議過程での議論も踏まえ、最終的には、個人番号、情報提供ネットワークシステム、個人番号カード、マイ・ポータルの全てについて将来的な利用拡大の検討が謳われることとなった。このうち、個人番号カードの利用については、比較的制限が緩やかであり、将来的な民間セクターの利用も見越していると思われる。その一方で、情報提供ネットワークシステムの利用については、国や自治体、その他行政関係の機関に限定されており、民間セクターの利用は想定していないようである。

そもそも、マイナンバーを導入しようした趣旨は、個人情報保護へ配慮しつつ、行政運営の効率化と国民の利便性向上を目指すというものである。そうした本来のマイナンバーの趣旨を忘れずに、まずは、マイナンバー法で規定されている社会保障・税・災害対策 3 分野での利用を促進し、次に 3 分野以外の行政分野での利用拡大を図り、その後行政分野以外での利用拡大の可能性を検討するというように、段階的に利用範囲を拡大していくべきではないかと思われる。

なお、マイナンバー全体の将来的な活用策については、「マイナンバー等分科会」が、中間取りまとめを 2014（平成 26）年 5 月に公表しており、個人番号カード、マイ・ポータル、個人番号についての積極的な活用を提言している。

図表 7 マイナンバーの活用案

マイナンバー等分科会 中間とりまとめの概要	
<p>「世界最先端のIT活用社会」のインフラとして、マイナンバー制度の普及と活用を図るため、国・地方・民間が連携して取り組むべき事項を取りまとめ。</p>	
<p>➢ 誰もがより安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会</p> <p>➢ 誰もが必要な時に自身の情報にアクセスし、利活用でき、サービスへの満足度が向上する社会</p> <p>➢ 国・地方・民間の様々な手続き・サービスが、シームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会</p>	
<p>【目指すべき社会】</p>	
<p>個人番号カード</p> <p>誰もが取得できる 実社会・オンラインの 本人確認手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしに係る公的サービスに係るカード類（健康保険証、印鑑登録カード等）や、広く保有される資格の証明書類（国家資格等の資格の証明書、国家公務員身分証明書等）等の、個人番号カードへの一元化／一体化 コンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスの拡大 官民の様々な本人確認を要する手続きでの利用に向けた調整・周知 オンライン本人確認手段である公的個人認証サービスの行政・民間利用の拡大 取得に係る本人負担の軽減 等
<p>マイポータル/マイガバメント</p> <p>暮らしに係る利便性の高い 官民オンラインサービスの提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康等に係る自己情報の閲覧 利用者の利益になる情報を提供するプッシュ型サービス 引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス サービスに必要な情報をデータで入手・利用できる仕組み シームレスなサービス利用に向けた本人確認に係る官民連携基盤 スマートフォンやCATV等、利用チャンネルや認証手段の拡大 高齢者等が安心して利用できるサポート体制や代理利用の環境整備
<p>個人番号/法人番号</p> <p>名寄せ・突合による 情報の正確で迅速な確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政における個人番号を利用した業務・システム見直し 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与の徹底 法人番号を利用した法人ポータルの構築
<p>これらに近接し、更なるメリットが期待できる以下の分野へのマイナンバー利用範囲の拡大等を検討 ①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務 2014.6.25 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/gaiyou_140520.pdf)</p>	

(3) 懸念の解消に向けて

マイナンバーの実施に際しては、国家による管理社会化、個人情報の差別的利用（プライバシーへのインパクト）、情報漏えい等による財産的被害の発生への恐れといった懸念があると思われる。

「マイナンバー等分科会」では、このような懸念の解消に努めつつ、個人番号カードやマイ・ポータルのような比較的制限の緩やかなものから、徐々に利用拡大を進めていくべきということを議論し、分科会の中では、概ね合意も得られたと考えられる。ただし、個人番号と情報提供ネットワークシステムの利用については、利用制限が厳しいこともあり、慎重に利用拡大の是非について考えた方がよいのではないだろうか。

個人番号カードの利用拡大については、早い段階から取組みを始めるべきと思われる。現在、身分証明書として最も浸透しているのは運転免許証であろうが、近年、運転免許の取得率は低下していることもあり、個人番号カードが運転免許証と比較して、より高い証明力を有し、安価で簡単に取得できることの周知啓発に努めることも、普及率を高めるための一案とはならないだろうか。先述したように、個人番号カードの交付手数料無料化を主張する意見が多いことは事実であるが、どちらかという、有料であっても持っていることのメリットが上回るような、利用価値の高いカードとしていくことが、より重要なのではないか。

最後になるが、懸念を解消するためにも、個人番号や情報提供ネットワークシステムの利用については、拙速に利用範囲を拡大するのではなく、十分な精査が必要であろう。むしろ、利用制限の緩やかな個人番号カードとマイ・ポータルの利用拡大を図り、次の段階で個人番号や情報提供ネットワークシステムの利用範囲を拡大すべきか検討する方がよいのではないか。また、マイナンバーの民間事業者への利用拡大を検討する際には、本来のマイナンバー導入の趣旨を忘れずに、段階的な利用拡大で進めていく必要があるように思われる。そして、国民への丁寧な説明を重ねることで理解を得るように努めつつ、マイナンバーが投下費用に見合う有効な制度として機能するように、個人番号カードのような比較的ハードルの低い部分から利用範囲を拡大していき、徐々に制度全体の普及を図ることが、必要なのではないか。

意見交換①



個人番号と個人番号カードについて

○（石井准教授） 個人番号は年齢によって付番の対象外となることはなく全国民をカバーすることになるが、個人番号カードは申請主義に基づく交付である。乳幼児期は、券面に表示される写真と実際の顔の差異が大きくなっていくことは想定されるが、パスポートと同様の有効期限を設定する方法もあるのではないかと。

○（石井准教授） 通知カードと個人番号カードは、別のものである。最初に個人番号の指定、通知カードの送付、最後に本人からの申請に基づく個人番号カードの交付、という事務処理の順となる。

○（石井准教授） 個人番号の付番については在日外国人も対象としており、具体的には、特別永住者、中長期在留者などが対象にな

る。

○（石井准教授） 市民に全国共通の個人番号が付与されることの利点と十分なセキュリティ対策が取られていることを積極的に周知していかないと、普及が進まないのではないか。

○（石井准教授） 個人番号カードをより多くの人に持ってもらうことが、マイナンバーが浸透し有意義な制度となるための鍵だと思う。マイナンバー法においても身分証明書として使うことを認めている個人番号カードの利用を拡大することで、利便性を高め、普及拡大の突破口としていきたい。

○ 個人番号の付与に関する議論と個人番号カードの交付や普及に関する議論とは分けて行った方がよい。まず、個人番号が付与されることにより住民サービスがどのように改善されるかという理解を深めていくことが先決なのではないか。その上で、個人を証明し、活用するためのツールとして個人番号カードに関する議論をすべきではないか。2つの議論を一緒にしてしまうと、個人番号カードに関する不安等から、個人番号を付与することそのものに反発を招いてしまう恐れがある。

自治体における準備の状況について

○（石井准教授） 各自治体の現場レベルでは、条例改正や特定個人情報保護評価に関する不安が見受けられるので、国に情報発信を求めるとともに、自治体間の情報共有を進めていくことも必要なのではないか。

○ どちらかという、大きな自治体の方が、窓口業務が増えたり、各種システムの改修も大規模なものとなるので、準備が大変である。

費用負担について

○ マイナンバーの実施に向けて、自治体にどの程度の財政負担が求められるかについては、個人番号カードの交付手数料の取扱い等にもよるのだろうが、自治体の行財政運営にとっては大きな影響が生じてくる。

○ 費用負担については、国は当初は自治事務に関係する内容が多いことから大部分を自治体に負担させる考え方であったが、全国市長会で国と協議を重ねたこともあり、大部分が法定受託事務となり、それを根拠として、国がかなりの部分で予算措置を行うこととなった。ただ、現在、国から政省令が示されていないため、事業費を細部まで詰めきれていない自治体も多いのではないかと。

セキュリティ対策について

○ (石井准教授) 付番後の個人番号変更は可能とマイナンバー法では規定されているが、認められる条件が悪用された場合など極めて限定的であり、基本的には変更できないと考えていた方がよい。

○ (石井准教授) 個人番号の券面表示については、検討段階でかなり議論になったが、社会保障や税の事務に使う場面で必要となることから券面表示することとなった。セキュリティ対策としては、マイナンバー法で個人番号に関する利用制限の厳格化や罰則の強化

を行い、不正防止を図るという制度設計である。

○ セキュリティ対策として、閲覧履歴がすべて残るシステム設計がなされるので、違法に情報が取り扱われた場合は、加害者の特定は可能である。

電算システムについて

○ マイナンバー法が利用を義務付けている行政サービスの分野では、基幹部分が全自治体共通の仕様とできるような、汎用性の高いソフトを統一的に導入した方がよいのではないか。

○ クラウドシステムの利用についても早めに検討を進めておいた方がよいのではないか。

○ (石井准教授) クラウドシステムの活用を検討するには、国民の個人情報管理という内容なので、事業者の選定が重要になってくるのではないか。

マイナンバーの意義について

○ 自治体にとっても、マイナンバーは市民 1 人ひとりにきめ細やかに対応できるサービスの提供が可能になるとともに、税の確実な徴収や各種給付の不正防止といった面においても非常に有用な制度であると考えられる。

○ 自治体レベルでは区域内の行政サービス提供だけになるかもしれないが、災害対策や税務の他にも、全国共通で同じ内容のサービ

スを提供できるように活用範囲を拡大できる方向でシステムを構築した方がよい。

○（石井准教授） マイナンバーはインフラ整備の政策であり、国の収入と支出の適正化を図りつつ、ライフステージに応じた柔軟な行政サービスの提供をできることを目指すものである。

問題提起① 高橋正樹 高岡市長



はじめに

現在、国及び自治体でマイナンバー実施に向けた準備を進めているところである。

マイナンバーの実施により、様々な場面で文書の削減や簡素化が可能となることにより、市民の利便性向上、行政事務の効率化が図られるものと大きな期待を寄せている。しかし、そうした利便性向上や効率化の実現のためには、いくつかの課題を解決していく必要がある。

私は、高岡市が現在進めているマイナンバー実施に向けた取組みを中心に、検討すべき課題やあるべき方向性を中心に問題提起を行うこととする。


1. 高岡市の取組み状況

現在、高岡市では、関係部署を中心とする全庁的な検討会議を設置するとともに、検討会議の下に実務者間でのワーキンググループも設置して、具体的な検討を進めているところである。

図表 8 高岡市の庁内検討体制

2 庁内検討体制等

- 住民記録・税・年金・福祉等関係部署で構成する「番号制度導入における検討会議」(委員長:経営企画部長)を平成25年6月設置
- 下部組織のワーキンググループにおいて、様々な検討項目等について協議・検討

2014/6/5

大規模な事業となるシステム改修については、2017（平成 29）年 7 月完了を予定しているが、マイナンバーと最も関係性の強い住基システムは 2015（平成 27）年度の早い段階で稼働させる計画であり、順次他のシステムの改修も進めていき、最終的にすべての関係システムが 2017（平成 29）年に稼働できればよいと考えている。既に一部のシステムについては、改修にむけた作業を始めている。

庁内での検討内容としては、まず、マイナンバーという制度に関

する情報共有を図っている。次いで、システム構築・改修作業スケジュールとその内容、個人番号の利活用による事務処理の変更内容と実施に向けての課題、といった内容を議論している。また、実施までに必要な条例・規則の整備についても検討を行っているところである。

また、特定個人情報保護評価の実施という大きな課題がある。そして、個人番号を高岡市独自の施策に有効活用できないかということも検討している。当然、高岡市版マイナンバーとしての全体像の市民への周知方法も検討課題であるし、市職員に対する研修内容等の検討も行われている。

私は、マイナンバーに関するリスクの多くは、「人の問題」から発生してしまうのではないかと考えている。少なくとも高岡市役所が問題の発生源となることのないよう、関係職員には情報の取扱いに十分気をつけるよう指示している。

2. 財政上の課題

マイナンバー実施に要する財政上の課題としては、財源負担の問題がある。法定受託事務のうち、一部は全額国費負担、多くは 3 分の 2 が国負担で残りの 3 分の 1 は交付税措置の方向で議論がなされており、過度な財政負担を自治体に求めているものではないと認識している。しかし、法定受託事務に該当する内容であっても、地域の実態に応じて、経費に大きな差が生じることも予想されるので、単価の精査等を十分に行い、独自の経費を要する場合には、国に対して更なる財源の保証を要求していくべきであると考えている。

一方で、マイナンバー独自利用分については自治体負担とされてはいるが、例えば、乳幼児医療費助成のように、詳細な内容にばら

つきはあっても、何らかの形で全国的に実施されているような事務事業もある。こうした事業でマイナンバーを利活用しようとする際にも、自治体の独自利用とする区分が適切なのかということについては、議論を重ねていく必要があるのではないか。このような自治体の独自利用分についてのシステム改修に係る費用について、国から支援策や対応が示されていないことも、懸念材料のひとつである。

3. 個人番号カードの普及

基調講演においても、個人番号カードの普及についての議論があった。個人番号カードの普及については、市民がカードをどういう場面で利用できることが望ましいかということを検討すべきである。高岡市としても、可能な限り幅広い業務で利用していくべきであると考えているが、マイナンバー法で個人番号の利用や提供が限定的に列挙されていることもあり、悩ましいところである。今後も、高岡市独自で展開している事務事業での利用の可能性について、十分に検討していく必要がある。

また、個人番号カードの普及に関連して、住基カードも本人確認や税申告に利用できるようにはなっているが、発行枚数はそれほど伸びていないのが実情である。個人番号カードの普及率を高めるためには、住基カードが十分には普及しなかった要因を突き止めて、課題を解決しておく必要があると感じている。

まず、限られた業務にしか利用できないカードだと、市民にとっては利便性が低いので普及が進まないということが想定される。つまり、個人番号カードを持っていることの利便性を実感できるような仕掛けとして、例えば、身分証明機能の充実や各種証明書類のコンビニ交付実施といった取組みが必要であり、個人番号カードの魅

力を増した上で、普及促進に取りかかるべきであると考えている。

また、市民は既に市役所から発行されている多くのカードを保有しているという状況も考慮する必要がある。高岡市は人口約 17 万 6,000 人に対して、住基カードは約 5,000 枚の発行に留まっているが、高岡市民病院の診療券は約 27 万 5,000 枚、「生涯学習カード」という図書カードが約 8 万枚、市が独自に設置している自動交付機で印鑑証明書や住民票の写しを取得できる「市民カード」が約 6 万枚発行されている。そのほかに国民健康保険や介護保険の保険証などもある。これら既存のカードを統合して多機能カード化することも必要だと感じており、現在、個人番号カードにこれら既存のカードに与えられている機能を盛り込むことについての検討を進めている。

しかし、1 枚のカードに機能を集約するということは、大変便利である反面、そのカードを紛失した場合のリスクが大きくなるという面もある。また、個人番号カードの券面には個人番号が表示されているため、第三者に本人確認情報以外の情報も知られてしまうという不安も持ち合わせている。こうしたことから、紛失した場合を想像して、カードを携帯することに心理的抵抗感が抱かれることもあるように思われる。また、多機能化されたカードで対応できる内容を個人が把握していただけるのかということについても不安が残る。例えば、図書館に個人番号カードを持ってきたものの、実は図書館業務に関する機能が利用対象となっておらず、来館目的を達せられないようなこともあり得るのではないかと。しかし一方で、個人情報保護の観点からは、利用可能な機能の券面表示に疑念も残るところであり、議論の余地があるように思われる。これらのセキュリティに関する不安を払拭した上での魅力的なカードの仕組みづくりが求

められる。

おわりに

最後に、実務的な問題について述べると、高岡市では基幹系（住民系）システムの更新を進めているところであるが、その工程に上乘せされる形で、マイナンバー導入の準備を進めなければならない状況にある。まず、基幹系システムの更新を進めていき、ある程度同時並行的にマイナンバーに関するシステム改修作業を行うこととなるので、スケジュールは大変錯綜したものになっており、進行管理は大変である。


図表 9 システム改修に関連した課題

2014/9/5

5 関連課題

○基幹系(住民系)業務システムの更新

- 番号制度導入にかかるシステム改修と時期が重なる
- 番号制度のスケジュールに合わせ、同時進行で新システムの更新を行う
- 新システムでの番号制度導入を目指す



マイナンバーの実施に向けて、各自治体で準備を進めていくなかで、いくつか全国共通の課題が浮き彫りとなってきたように思われる。そうした共通課題に対して丁寧な検討を行うことが必要であり、そうしたことにより、よりよいシステムの構築や、セキュリティ対策の強化も図れるのではないかと。特にセキュリティ対策については、「人の問題」から問題が発生しないように、徹底した職員研修を行い、市民が安全・安心に使うことのできるシステムを構築していきたい。

問題提起② 日沖靖 いなべ市長



はじめに

私からは、既存の住基カードを利用した各種証明書のコンビニエンスストアにおける交付（以下、「コンビニ交付」という。）とマイナンバーの関係を中心に、問題提起を行うこととする。

基調講演においても、個人番号カードを広く普及させるには、そのカードが欲しいと思わせる工夫が必要という話があった。いなべ市では、住基カードによるコンビニ交付を実施したことが功を奏して、カードの利便性を高めることができた。現在、いなべ市内のほとんどのコンビニエンスストアが多機能端末を導入しており、各種証明書が必要な時も、住基カードを持っている市民は、わざわざ市役所まで足を運ばなくても、最寄りのコンビニエンスストアで目的

を達することができるようになっている。

なお、多機能端末の設置費用は店舗側の負担であり、多くの自治体で独自に設置している自動交付機が自治体負担であることと比較しても、コンビニ交付の方が費用的に優位かと思われる。自治体側はシステム接続に係る経費を負担する程度であり、全国に約 4 万 4,000 店舗あるともいわれているコンビニエンスストアをインフラと捉えて、住民の利便性向上に活用することを、全国の自治体の首長には、ぜひご検討いただきたいと思う。

図表 10 各種証明書のコンビニ交付の導入状況

1 平成 26 年 4 月 1 日 サービス開始					
全国のセブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートでサービス開始					
地域 \ 店舗	セブン-イレブン (H26.3 末)	ローソン (H25.3 末)	サークルKサンクス (H26.2 末)	ファミリーマート (H26.2 末)	合計
全国	16,375	11,130	6,359	10,547	44,411
東海3県	1,085	748	1,716	7,952	4,341
県内	76	104	263	163	606
市内	1	3	6	3	13

1. コンビニ交付のサービス内容

コンビニ交付において提供されているサービス内容について、いなべ市の場合、現在のところ取得が可能なものは、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の謄抄本、戸籍附票、課税・所得証明書、納税証明書である。

交付手数料については、住民票の写しを例にとると、市役所等の窓口で交付される場合は 1 通 300 円だが、コンビニ交付の場合は半額の 150 円としている。「顔の見えるサービスを実施するのが市町村の役目ではないのか」というような意見が寄せられることもあるが、業務の実態として、各種証明書の発行程度の業務であれば、具体的に市民の利便性を高めることが、最も適切な住民サービスとなり、かつ、効率化も図れると考えている。

2. コンビニ交付に係る経費

いなべ市では、住基カードの交付手数料は無料としている。交付手数料は市の負担となっているが、導入や保守に係る経費の 2 分の 1 は国からの特別交付税が 3 年間措置されるので、残る 2 分の 1 を市の一般財源で負担していることになる。

コンビニ交付ではなく、ショッピングモールへの出張所設置等により、住民の利便性向上を図っている自治体も多くある。しかし、出張所等を設置するとなると、出張所等に住基システムを導入する経費が発生する。また、住基システムを休日も稼働させる経費や、そのための後方支援的な人件費等も必要となるため、相当のコストを要することとなる。それに対して、コンビニ交付の場合には、住基システムの稼働は不要であり、当然、後方支援のための職員人件費も発生しないので、維持管理経費を安価に抑えられている。

コンビニ交付導入のために、いなべ市では、全体の構築費として約 6,000 万円を要した。ただし、5,000 万円を最高限度額として、経費の 2 分の 1 については特別交付税措置があるので、過度な財政負担とはならなかった。恐らく、人口 10 万人程度までの自治体規模であれば、コンビニ交付は財政的にも有利な施策となるのでは

ないか。ただし、人口規模が大きくなるにつれて、自治体の自己負担割合が高くなると予想されるので、指定都市のような大都市では、財政的に有利とはいえなくなるかもしれない。

3. コンビニ交付の利用実績

いなべ市におけるコンビニ交付の利用状況は、図表 11 に示しているとおりである。住民基本台帳カードの普及率は 6.7%にとどまっており、それほど普及しているとはいえない状態であるが、コンビニ交付導入当初の 2014（平成 26）年 4 月実績で、市全体の証明書等発行件数 2,902 件のうち、コンビニ交付によるものが 296 件であり、約 1 割強を占めている。言い換えれば、窓口職員の負担も 1 割強は軽減されていることになる。

図表 11 各種証明書のコンビニ交付実績

3 開始から1か月間の利用状況								
①発行証明書			②利用地域			③利用時間帯		
種類	件数	割合(%)	区分	件数	割合(%)	時間帯区分	件数	割合(%)
住民票の写し	115	38.8	市内店舗	248	83.8	開庁時間内	166	56.1
印鑑登録証明書	109	36.8	市外店舗	43	14.5	開庁時間外	130	43.9
戸籍証明書	37	12.5	県外店舗	5	1.7	計	296	100.0
戸籍附票の写し	7	2.4	計	296	100.0			
所得課税証明書	23	7.8						
納税証明書	5	1.7						
計	296	100.0						

住民基本台帳カードは無料交付
 交付枚数 3,078 枚 普及率 6.7% (平成 26 年 4 月末現在)
 ※コンビニ交付利用者登録数 2,529 人

また、コンビニ交付の利用時間帯については、296 件のうち半数

近くが土日や深夜といった開庁時間外の利用となっている。利用地域については、いなべ市内の店舗での交付が大多数ではあるが、全国のコンビニエンスストアで、24 時間、いなべ市の各種証明書を取得できるというのは非常に便利なことであるので、この利点を強調しながら、更なるコンビニ交付の利用拡大に努めていきたい。

4. マイナンバーへの移行

現行の住基カードから個人番号カードへの移行については、実務的には、市民の方にこれまでどおり住基カードを使っていたきながら、本人申請があれば順次切り替えていくという作業になる。また、住基カードの身分証明としての有効期間は 10 年間であるため、特に高齢者の方には、「住基カードから個人番号カードに変わることになるが、住基カードは身分証明書として持っておいてください。」と案内しているところである。

また、個人番号カードの多機能化については、公共施設の予約と図書館の貸出業務に関する機能を個人番号カードに集約させることが望ましいと考えており、現在、その方向で検討を進めている。

これらに加えて、いなべ市では、ケーブルテレビを利用したタッチパネル方式での行政サービス提供の実証実験を検討している。具体的には、コンピュータやスマートフォンを使わずに、テレビ画面上で公共施設利用を予約できるシステムを構築し、徐々に汎用性の高いものとして確立していきたいと考えている。一般的にケーブルテレビはエリア限定の事業者がほとんどであることから、不正利用や犯罪が発生する可能性は低く、仮に不正や犯罪が発生したとしても被害を最小限に食い止められるのではないかと考えている。

さらには、ケーブルテレビと個人番号カードを活用して、子ども

と高齢者の見守りに取り組むことも可能ではないかと期待している。運転免許証と同じように、個人番号カードは必ず携帯すべきものだという認識が広く共有できれば、子どもや高齢者が行き来する拠点にセンサーを設置し、ケーブルテレビの画面上での個人認証を経て本人位置情報を確認することにより、効率的に子どもや高齢者の現在位置を把握することが可能となるのではないかと期待している。

おわりに

最後に、いなべ市がコンビニ交付を盛んに推奨する背景には、合併市であるという背景がある。現在、いなべ市の人口は約 4 万 6000 人であるが、2003（平成 15）年 12 月に人口 1 万人前後の 4 つの町が合併して成立した都市自治体である。新設合併ということもあり、旧町の各 4 庁舎に機能を分割した分庁方式を採用しているが、行政運営上は非常に不便な体制であり、いわゆる本庁舎方式への移行を考えたいと思っているのだが、市民から利便性の低下を指摘される可能性も高く、具体的な検討は進んでいない状況にある。

旧庁舎は 4 か所から増えることはないが、コンビニエンスストアは市内に既に 13 店舗あり、新規出店の可能性もあるので、市民には分庁方式の継続よりも、コンビニ交付で幅広いサービスの提供が受けられる方が、利点が大きいということの説明を丁寧に行って、徐々に本庁舎方式への理解を得ていきたいと考えている。

問題提起③ 横尾俊彦 多久市長



はじめに

私は、これまで全国市長会で「共通番号制度等に関する検討会」（以下、「検討会」という。）の座長を務めてきた経験も踏まえて、マイナンバーと自治体経営という観点で問題提起を行うこととする。

多久市では、行政もサービス産業という視点のもと 2002（平成14）年に ISO9001¹を取得するなど、民間企業並みの経営努力を重ねてきている。マネジメント的な面では、予算編成においては枠配分方式を実施し、各担当課長が自主性を発揮して経費削減に取り組んで、予算消化主義からの脱却を徹底しているところである。また、例月の経営会議を開催し、幹部職員間の連絡や情報共有にも努めて

¹ 国際標準化機構（ISO）が、製品やサービスの品質保証を通じて、顧客満足度向上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現するために定めた国際規格。

いるところである。

また、実際の行政サービス提供の面では、窓口サービスに関するアンケートを実施している。市民からアンケート（＝意見）が寄せられた場合、回答を求められている場合はスピーディに回答し、回答を求められてはいない場合でも必ず担当課で回答を作成し、市長にも報告することで業務改善を継続している。

図表 12 多久市の自治体経営の特徴

ICTの活用で行政のイノベーション
マイナンバーが拓く新しい地域社会

～ICT時代の自治体経営 と Push型行政サービス～

—— 自治体経営→自治体でもできること ——

- ISO9001 取得 （サービス産業として）
- 枠配分方式での予算編成
- 予算は使い切らない（基金に戻すなど）
- 経営会議（行政一般、市立病院・・・）
- 情報共有（議会との情報交換会なども）
- 窓口サービスへのアンケート
- 市政提案箱・HPで市政への意見 など
- パブリックコメント ……等など

1. 地方分権とマイナンバー

このように、マネジメント面と実務の現場の両面から、自治体が主体的に行政のあり方を改革しようとする取組みは、分権型改革と呼ぶことができる。この分権型改革においては、「シティマネジメント」という考え方が重要となってくる。かつての分権改革推進委員会では、あえて「地方政府」という表現を用いて、ローカルガバ

メントということを提唱していた。すなわち、自治体は、分権意識・自治意識を持って行政運営を行うべきということが以前から言われていたのである。

そして、分権型改革を進めるに当たっては、「イノベーション」、「変革」、「改革」がキーワードになると私は思っている。つまり、行政改革で体制を変え、業務改革で 1 人ひとりの仕事の進め方を変え、行動改革で職員の意識・行動を変えていくことで、市民の行政に対する信頼も高まり、さらなる改革も可能になるのではないか。このように、コスト意識や経営マインドの視点で行政運営を考えることが全国に広まっていくことを望んでいる。

その一方で、東日本大震災を経て、我々は、1 人ひとりに寄り添うことの尊さや絆の大切さというものを教えられた。行政運営や実務遂行の際に効率化を図ることは当然であるが、これからの自治体には、住民 1 人ひとりをきちんとケアするような、柔軟な行政サービスの提供も同時に求められてくるのではないか。

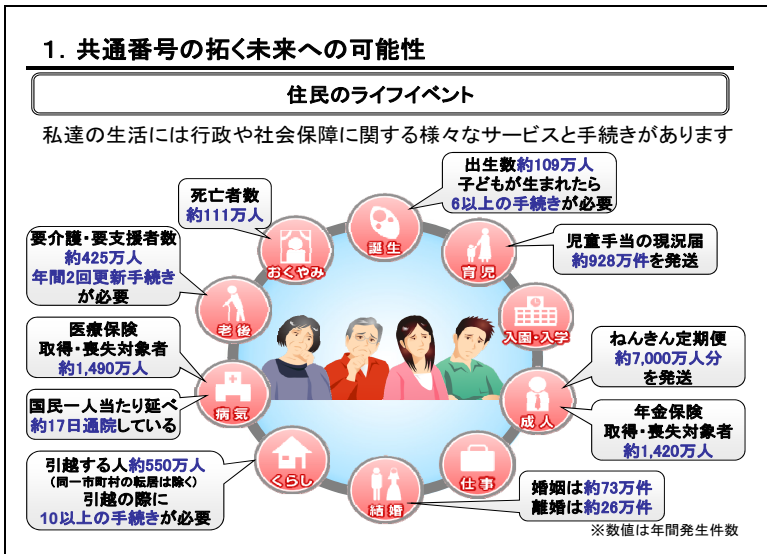
今回のテーマであるマイナンバーが実施されることによって、行政側は、住民 1 人ひとりの詳細な情報を把握することができるようになる。つまり、マイナンバーは、1 人ひとりに寄り添いながら的確なサービスを公平・公正に届けるための重要なインフラなのである。従来の申請主義を基本とする行政のあり方から、個々の状況に応じた行政サービスをプッシュ型で提供できるように変革していこうというのが、マイナンバーの本来の目的であると考えている。

2. マイナンバーの可能性

今日の自治体は、実に様々な分野のサービスを市民に提供している。しかし、多くの市民にとって、自身に関係する行政サービスの

対象や内容を完全に把握することは困難であり、わからないという不安が窓口でのトラブルの要因となってしまうこともある。マイナンバーがあれば、何らかのライフイベントが起きた際にも、例えば、マイ・ポータルにアクセスするだけで必要な情報を得ることができ、ワンプッシュでの申請や予約も可能となるので、不安に駆られることもなく、スムーズに手続きが進められるようになると考えている。

図表 13 ライフイベントとそれに伴う行政手続き



3. 全国市長会でのマイナンバーについての検討

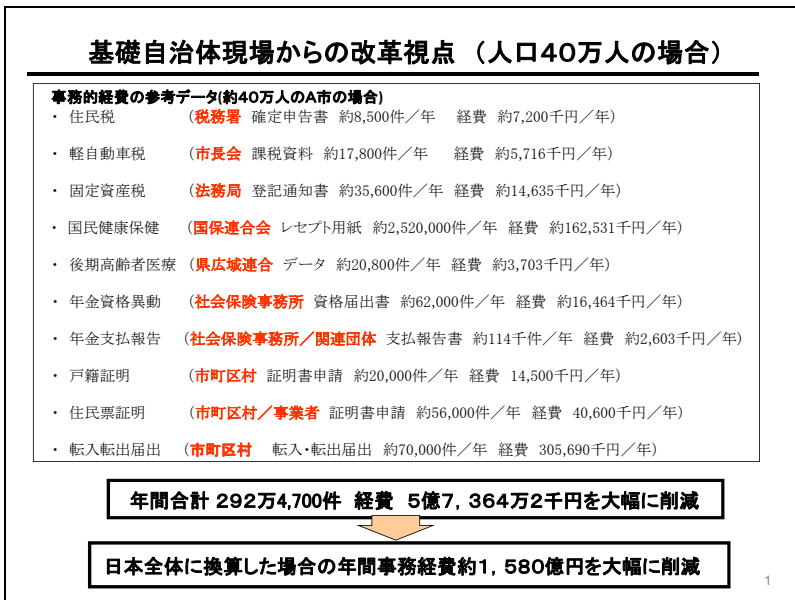
全国市長会では、国がマイナンバーについての基本的な方針を定めようと検討を進めていた時期である、2010（平成 22）年 11 月に前述の検討会を設置し、基礎自治体現場からの改革視点というスタンスで、マイナンバーについての検討を本格化させた。

分権型改革における重要な要素であるコスト意識も踏まえて、マイナンバー導入による行政コスト削減面での効果額試算を行った。

人口約 40 万人の实在の都市をモデルとした場合、住民税の申告や住民基本台帳の転入転出届出などの、いわゆる窓口業務の主なものだけでも年間約 290 万件を処理し、用紙代のような基本的な経費だけで約 5 億 7,000 万円を要している。この経費を、人口ベースで日本全国に比例させるとおおよそ 1,580 億円となり、その大部分がマイナンバーの実施により削減可能となるのである。

さらに今後の利活用も踏まえた上で、国が示した A・B・C の 3 案について検討し、より広い活用へ向けて、さらなるイノベーションをめざすことを考えた。

図表 14 人口 40 万人規模の自治体を想定して行った試算



3 つの提案について簡単に説明すると、A 案は極めて限定的なサービス提供であり、番号で特定した個人の所得を捕捉して課税するという程度の内容である。次いで B 案は、A 案に保健と医療に関する内容を加えたものである。最後に C 案は、B 案からさらに利

用分野を拡大した内容となっている。この 3 案を提案した当初、国は A 案でまず実施して、次第に対象を拡充していく方針であったが、市長会側からコスト面からも実施当初から幅広い利用を想定して準備すべきという意見を発信していった。そのようなこともあり、C 案に近い方向での法案作成となり、国全体の統治システムに密接に関連する、個人番号の付番・通知や個人番号カードの交付に関する事務の多くが法定受託事務と規定され、国がこれらの事務の大部分の財源を保障することとなった。

このような形で、全国市長会でのマイナンバーに関する検討は法案に反映されることとなったが、そうでなければ、全国の自治体における準備や対応は相当困難なものになっているはずである。

4. 海外での事例

世界各国での行政サービスを見ると、ヨーロッパでは、オーストリア、オランダ、デンマーク、フィンランドなどで個人番号を活用して様々なかたちで行政サービスの質を高める努力がなされている。

スウェーデンでは、ある個人が社会保障給付の要件を満たす状況になれば、申請を要せずに自動的に、その人に必要なサービスが提供される仕組みとなっている。また、デンマークでは、国民 1 人ひとりにポータルサイトが付与されおり、その人に関係する詳細な情報やサービスの提供が行われている。引越した場合を例に挙げると、ポータルサイトからインターネット上の変更手続きが 1 回必要なだけである。他にも、ポータルサイトを起動するだけで、トップページから、「子ども手当支給対象日数は 320 日間残っています。」とか、「あなたの失業手当は 30 日後に失効します」といった情報を確認することができたりするのである。

アジアにおいても、韓国では、ソウル市江南区が世界一先進的な自治体と言われることもあるように、幅広いサービスが「見える化」され、住民にもわかりやすい行政サービスという方向性で改革が行われている。例えば、税の申告について日本と韓国を比較してみると、韓国では、個人は税務当局から送信されてくる前年所得を確認するための電子メールに記載されているチェックボックスをクリックして返信するだけで確定申告が完了するといった具合であり、いずれの手続きも極めて簡素化されているのである。これに対して日本では、国税については電子申告（e-Tax）も導入されてはいるが、紙による申告もまだまだ多いのが実情である。紙で申告する場合は、多くの添付書類を揃えて、手書きの申告書を提出して税務当局の確認を受けるといった手順を要し、とても手間がかかるものである。手始めに、国税と地方税の当局間での情報連携等が行われるだけでも、手続きの大幅な簡素化が図れるはずである。

他にも、欧米諸国や韓国、あるいはシンガポールなどでは、見習うべきメニューや効率的な事務の事例が豊富にあるので、マイナンバーの実施までに、積極的に海外の事例を参考にすべきである。

おわりに

各自治体では、現在、マイナンバーの実施に向けて準備が進められているが、例えばガイドライン策定について言えば、国の指針等の作成を早急に進めてもらわなければならない状況にある。また、各自治体が個人情報保護条例を個々に改正するのは非効率的であり時間的余裕もないので、一括処理できるような法的な仕組みを、国の方で考えた方がよいのではないか。さらに言えば、各自治体が使用するシステムは、メーカーが異なる場合においても基幹的部分は

全国共通の仕様となるように、調整を図っておいた方が望ましいのではないだろうか。

間もなく、検討会は活動を終える予定ではあるが、今後もよりよい番号制度を創造していくために、有志の市長によるマイナンバー促進の協議会（番号創国推進協議会）を発足させた。やはり、現場から、特に市町村と都道府県が協力して知恵を絞って、国に対して提案をしていくということが必要だと考えている。より多くのご参加も期待したい。

そして、マイナンバーがめざす、公平性、利便性、透明性、納得、安全性を向上させていくために、現状では様々な課題があるとしても、新しい日本の行政の創造のためにも、互いに努力しながら取り組んでいくことが大切であると確信している。

意見交換②



マイナンバーの意義について

○ 住民の命や暮らしを守り、効率的で充実した行政サービスを提供することが求められている自治体にとっては、マイナンバーを新しい時代の公共インフラと捉え、合理的に経費節減を図るとともに、住民1人ひとりに寄り添ったサービス提供を実現するためのツールとすべきである。

○ マイナンバーは、コスト意識を持ちつつ、国民の利便性向上につながる行政改革をどのように追求していくかという姿勢で準備を進める必要がある。

○ マイナンバーは、民主主義の根幹である税に関して、確実に公平な所得捕捉を実現するというのも本来の目的のひとつではある

が、それだけではなく、市民にとって簡素化された最良のサービス提供が可能となるツールとなるべくかたちづくっていくべきである。

コンビニ交付について

- コンビニ交付を実施している自治体間において、サービス提供の内容には差がある。自治体間の連絡や協議を図って、ある程度統一的なサービスを模索した方がよいかもしれない。
- コンビニ交付について、マイナンバー実施まで見合わせている自治体が多いようだが、早めにコンビニ交付を導入することは、住民にとっても行政にとってもマイナンバーの「予行演習」となるので、今後、実施自治体が広がってくればよい。
- コンビニ交付というのはプロセスのひとつであり、将来的には、世界中のどこからでも自分の住民票が取得できるような時代がくるかもしれないので、未来を見据えて、海外の事例を知っておくことは大事である。

個人番号カードの普及について

- 例えば、生命にかかわるような事件事故に遭遇した場合には、個人番号カード所有の有無によって生存率が変わってくることも想定されるので、個人番号カードは100%交付を目指すべきである。
- マイナンバーの実施により、事務の簡素化やきめ細かな行政サービスの提供が可能となるので、行政だけではなく住民にとっても大きなメリットがあることを丁寧に伝えていく必要がある。また、

個人番号カードの交付に際して、出先機関での交付手続きといった形で高齢者等にも配慮するような工夫をした方がよいかもしれない。

マイナンバーの積極的活用について

- 介護・医療・保健分野はマイナンバーと密接に関連している。国民健康保険の運営主体が都道府県に移管される際には、個人番号を被保険者番号とすることで事務が効率化できるのではないかと。

- 自治体が医療レセプトや介護レセプトをはじめ独自に把握している個人の医療・介護に関する情報等を個人番号と連携させることにより、客観的データに基づいた保健指導等の施策を展開することが可能になり、個人番号カードの普及にもつながるのではないかと。

- マイナンバーは、日常的な行政サービスだけでなく、被災者の所在確認や避難者への対応など、災害時に必要な行政サービスの提供も視野に入れた制度とすべきである。

- 認知症高齢者の保護に関して、警察などの関係機関とマイナンバーを活用して連携できる仕組みづくりに全国の自治体で取り組む方がよいかもしれない。

まとめ 松崎秀樹 浦安市長



会の前半では、石井准教授より基調講演をいただき、たいへん多くのことを学んだ。少子高齢化や格差社会への不安といった社会的背景から、公平な社会保障や税負担といった社会的要求が高まり、マイナンバーの検討が進められたということであり、制度実施に向けた準備においても、この本来の趣旨を忘れずに仕組みづくりを進めなければならない。そして、マイナンバーに対して抱かれている、国家管理への懸念、個人情報への追跡・突合に対する懸念、財産的被害への懸念といったものを解消するよう努めた上で、利便性の高い個人番号カードとして広く普及を図らねばならないことを痛感した。

また、会の後半では、3名の市長から、それぞれの切り口で問題提起をいただいた。高岡市長からは、「番号制度導入における検討会」を中心に進めている検討の状況を報告いただいたが、特に個人

番号カード普及策とセキュリティ対策については表裏一体的な面もあり、大いに参考になった。また、いなべ市長からは、コンビニ交付の事例を紹介いただき、2年後のマイナンバー実施を待つのではなく、今から住基カードを活用していくことが行政にも住民にもメリットが大きいということであり、新たな視点を得ることができた。そして、多久市長からは、シティマネジメントの視点でのマイナンバー実施の意義や海外における事例等を交えて問題提起していただき、マイナンバーを国民にとっても行政にとっても、よりよい制度とするために今後どう準備をすすめていくべきか、非常に重要な問題提起となった。

会の全体を通じて、マイナンバーの問題と個人番号カード普及の問題は別に論じた方がよいのではないか、ということが共通認識として得られたのではないか。そして、マイナンバーは、行政にとって利点が多い制度であると同時に、市民にとっても利便性が格段に向上する制度であるので、そのことを、いかに説明し、浸透を図っていくかということが、最も重要になってくるように思われる。

この会は、市長が本音で議論しあう場であり、今回も活発に議論いただくことができた。今後もより充実した内容で継続していけることを祈念して、進行役を終えたい。

ありがとうございました。

第 17 回 国のかたちとコミュニティを考える市長の会
《社会保障・税番号制度》

2014 年 9 月発行

編集・発行 公益財団法人 日本都市センター
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-4-1
TEL 03-5216-8771
E-mail labo@toshi.or.jp
URL <http://www.toshi.or.jp>

印刷 株式会社 プリコ

ISBN978-4-904619-57-5 C3031

無断転載、複製および転載を禁止します。引用の際は本書（稿）が出典であることを必ず明記してください。

This book is copyrighted and may not be copied or duplicated in any manner including printed or electronic media, regardless of whether for a fee or gratis without the prior written permission of the authors and Japan Center for Cities. Any quotation from this article requires indication of the source.



9784904619575



1923031005006

ISBN978-4-904619-57-5

C3031 ¥500E

定価(本体価格500円+税)